

運転免許関係手数料の改定額一覧表

令和元年12月1日改定

○道路交通法施行令第43条1項関係

手数料名等		改正手数料(円)	旧手数料(円)
運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	4,100 (6,600)	4,100 (6,600)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,550	1,550
	特定失効者等(下欄に掲げる者を除く)	1,900	1,900
	やむを得ない失効者(公安委員会事情)	800	
	普通自動車免許に係る試験	2,550 (3,350)	2,550 (3,350)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,750	1,750
	特定失効者等(下欄に掲げる者を除く)	1,900	1,900
	やむを得ない失効者(公安委員会事情)	800	
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	2,600 (4,050)	2,600 (4,050)
	指定自動車教習所卒業者	1,750	1,750
	特定失効者等(下欄に掲げる者を除く)	1,900	1,900
	やむを得ない失効者(公安委員会事情)	800	
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	1,500	1,500
	特定失効者等(下欄に掲げる者を除く)	1,900	1,900
	やむを得ない失効者(公安委員会事情)	800	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	4,800 (7,650)	4,800 (7,650)
	指定自動車教習所卒業者	1,700	1,700
	特定失効者等(下欄に掲げる者を除く)	1,900	1,900
	やむを得ない失効者(公安委員会事情)	800	
	仮運転免許に係る試験	2,900 (4,350)	2,900 (4,350)
指定自動車教習所修了者	1,700	1,700	
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者	1,550	1,550	
免許証交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証(下欄に掲げるものを除く)	2,050	2,050
	1つの種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、その種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	200	200
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証(公安委員会事情)	1,700	2,050
	1つの種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、その種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	200	200
仮運転免許に係る免許証	1,150	1,150	
免許証再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,250	3,500
	仮運転免許に係る免許証	1,150	1,150

備考 ( )内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

公安委員会事情とは、「公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと」である。